

入札の心得

天理市が執行する業務委託の入札に参加する者は、天理市契約規則、天理市工事執行規則、その他法令規則等に定めるもののほか、以下の事項を厳守しなければならない。

1. 入札室においては、静粛にしなければならない。
2. 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
3. 入札者は入札の時間を厳守し、入札に際し係員に提示を求められた場合は入札通知書を提示すること。また代理人が入札する場合は、入札の前に、その委任状を提出しなければならない。
4. 入札書の投函後は、その書換え、引換え、変更又は取消しは認めない。
5. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
6. 入札者は、入札執行の完了までは入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
7. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印（代理人による入札の場合は代理人の署名及び押印）を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 一件の入札において同一入札者がなした 2 以上の入札
 - (4) 封筒に入札書以外の書類等を入れた入札
 - (5) 入札金額を修正または訂正した入札、或いは判読しがたいと認められる入札
 - (6) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (8) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (9) 入札執行係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (10) 入札参加資格のない者が行った入札
 - (11) その他入札条件に違反した入札

8. 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。